

中間前金払等の導入について（特例措置）

1 中間前金払導入の概要

(1) 中間前金払の対象となる工事

請負代金額が300万円以上の土木建築に関する工事です。
ただし、当初の前金払がなされていることが前提となります。

(2) 中間前金払の割合

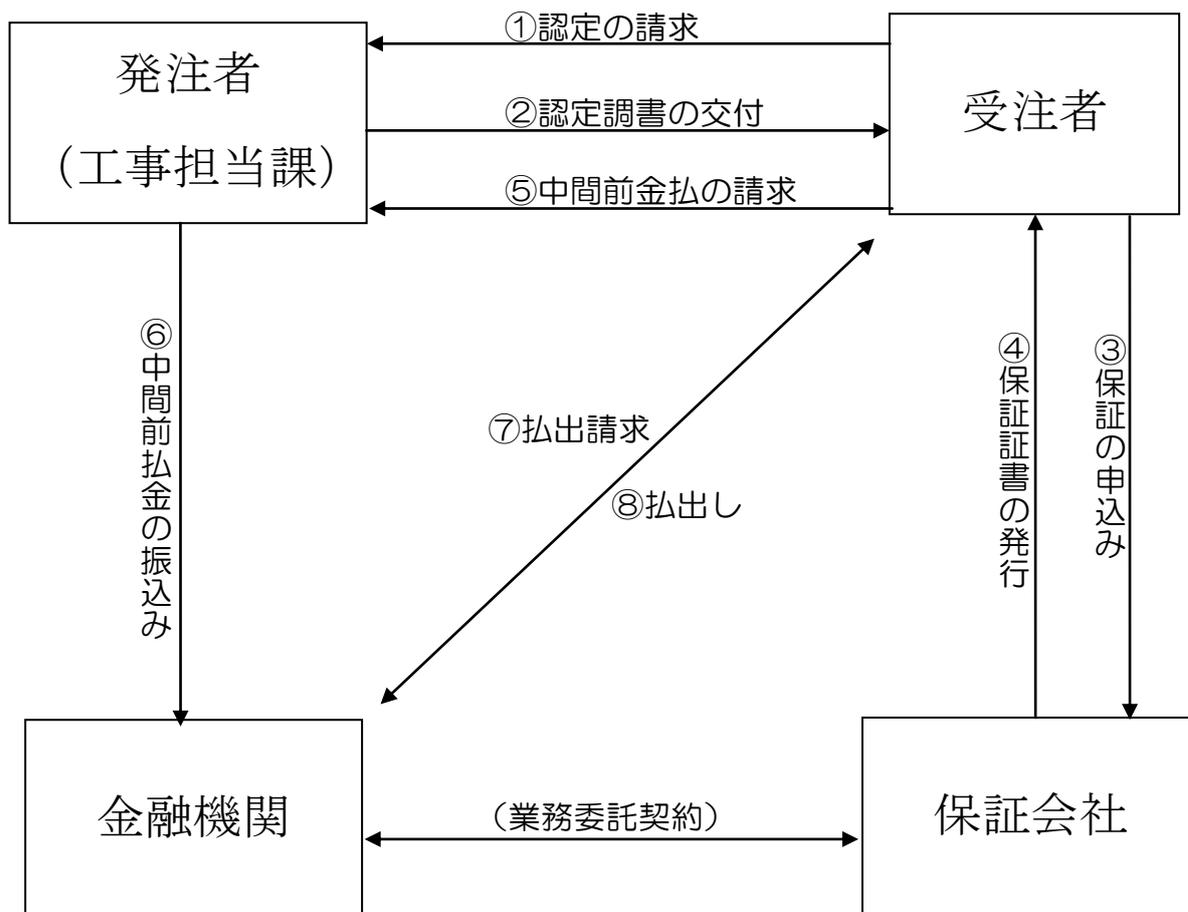
請負代金額の10分の2以内の額です。
ただし、当初の前金払と合計して7割を超えることはできません。

(3) 中間前金払ができる条件

以下のいずれにも該当している必要があります。

- ①工期の2分の1を経過していること。
- ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③既に行われた当該工事の作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当していること（出来高が50%以上であること。）。)

(4) 中間前金払認定等のながれ



2 前金払対象請負金額の改正

前金払対象請負金額について、石巻市建設工事等執行規則（平成17年規則第200号）の一部を改正し、これまで150万円以上だったところを100万円以上に引き下げ、前金払可能な対象工事の適用範囲拡大を図る。